

## 社会福祉法人龍美 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人龍美（以下「本法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定め、社会福祉法（昭和26年法律第45号）並びに社会福祉法等の一部を改正する法律（法第45条の35、第59条の2第1項第2号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 役員等とは、理事及び監事、評議員をいう。
- 4 常勤理事は、定款第17条に規定する職務を実施し、理事長を補佐するものとする。
- 5 理事は定款第23条の規定による理事会を組織し、当法人の運営にあたるものとする。
- 6 監事は定款第18条に規定する監査を実施するものとする。
- 7 評議員は定款第9条の規定による評議員会を組織し、同第13条に規定する事項を決議するものとする。
- 8 報酬等とは、社会福祉法等の一部を改正する法律第45条の35で定める報酬をいう。
- 9 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本法人は常勤理事及び理事、監事、評議員の職務執行の対価として、その勤務形態に応じ、次の報酬を支給することができる。

- 2 常勤の役員 月額報酬
- 3 非常勤の役員 報酬
- 4 評議員 報酬

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1に定める報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席にかかる報酬は支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これにかかる報酬は支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1に定める額を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これにかかる報酬は支払わないものとする。

#### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1に定める報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席にかかる報酬は支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これにかかる報酬は支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立ち合い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

#### (勤務報酬等)

第6条 常勤の役員に対する月額報酬は、別表1の金額の範囲内で、出勤日数、責任の度合いを考慮し、評議員会の決議により、決めるものとする。

- 2 前項に定める報酬のほか常勤の役員には、通勤手当を支給することができる。
- 3 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
- 4 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
- 5 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

#### (報酬の支払方法)

第7条 常務理事に対する定例報酬の支給の時期は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日迄に支給する。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、理事会に出席した都度、支給することができる。また第5条2、第6条3、第6条4の業務にあたった場合は、その都度、報酬を支給することができる。
- 3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給することができる。また第6条5の業務にあたった場合は、その都度、報酬を支給することができる。
- 4 報酬等は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。  
ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 5 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 6 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第8条 本法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員の通勤手当の支給額は、給与規定に定めるところによる。

(出張旅費)

第9条 役員等が、法人業務のために出張する場合には、国内出張規程により旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(準用)

第11条 役員報酬等の支給に関し、この規定に定めのない事項(源泉徴収及び社会保険料等)については、別に定める職員を対象とする給与規定を準用する。

(日割計算)

第12条 新たに常勤の役員になった者には、その日から報酬(通勤手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。

- 2 常勤の役員が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第13条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第14条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法等の一部を改正する法律第45条の35、第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年6月22日より実施する。

別表1

| 役 職 等         | 報酬等の上限額  |
|---------------|--|
| 常勤役員報酬月額      | 月額750,000円までの範囲内   |
| 非常勤役員（理事長・理事） | 理事会出席報酬 48,875円<br>業務報酬等 48,875円<br>(うち源泉所得税18,875円)     |
| 非常勤役員（監事）     | 理事会出席報酬 48,875円<br>監事監査指導報酬等 48,875円<br>(うち源泉所得税18,875円) |
| 評 議 員         | 評議員会出席報酬 48,875円<br>業務報酬等 48,875円<br>(うち源泉所得税18,875円)    |